令和６年　№54
〇国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

　国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和６年12月11日

国立大学法人東京学芸大学長
國　分　　充

令和６年規則第42号

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則（平成16年規則第38号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学不動産管理規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部改正並びに字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （土地等の貸付け） 第１７条の２　資産管理役は，前条の貸付けの際に本学が定める業務以外の用途であると認める場合は，国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の３の規定による文部科学大臣の認可又は第33条の４の規定による文部科学大臣の貸付計画の認可を受けた後，土地等（第３条第１号から第３号に規定するものに限る。次項において「土地等」という。）を貸し付けることができる。 ２　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規則は，令和６年12月11日から施行し，令和６年４月１日から適用する。	〔省略〕 （土地等の貸付け） 第１７条の２　資産管理役は，前条の貸付けの際に本学が定める業務以外の用途であると認める場合は，国立大学法人法（平成15年法律第102号）第34条の２の規定による文部科学大臣の認可を受けた後，土地等（第３条第１号から第３号に規定するものに限る。次項において「土地等」という。）を貸し付けることができる。 ２　〔省略〕 〔省略〕